

第 2 章

第 6 次沼津市男女共同参画 基本計画の基本的な考え方

- 1 基本理念
- 2 計画目標
- 3 基本目標
- 4 重点取組
- 5 計画期間
- 6 計画の位置づけ

1 基本理念

本計画は沼津市男女共同参画推進条例第3条に掲げる6つの基本理念のもと、男女共同参画を図ります。

- (1) 男女の人権の尊重
- (2) 性の尊重と生涯にわたる心身ともに健康な生活の実現
- (3) 政策・方針決定過程への女性の参画拡大
- (4) あらゆる分野における男女共同参画の推進
- (5) 男女のワーク・ライフ・バランス※（仕事と生活の調和）の実現
- (6) 国際理解と協調

2 計画目標

お互いを思いやり公正に支え合う すべての人が居心地よく暮らせるまち 沼津

すべての人が人権を尊重され、性別や性のあり方を問わず互いに支え合い、社会的・経済的格差をなくして実質的な機会の平等を実現し、個々の能力を発揮しながら多様な生き方を選択できる居心地の良いまちを目指すことを本計画の目標とします。

3 基本目標

- I ジェンダー平等を実現するための多様性を尊重する意識改革
- II ジェンダー平等のもとに心身ともに健康な暮らしの実現
- III 個人・家庭生活を基盤に性別にとらわれず個性と能力を発揮できる環境の整備
- IV すべての人が意思決定過程に参画できる地域社会づくり

これらの基本目標を達成するために推進する8つの施策の方向性を示します。

	基本目標	施策の方向性
I	ジェンダー平等を実現するための多様性を尊重する意識改革	(1) ジェンダー平等に関する教育・啓発の充実 (2) 多様性を尊重し共生できる環境の整備
II	ジェンダー平等のもとに心身ともに健康な暮らしの実現	(3) ジェンダーに基づくあらゆる暴力の根絶 (4) 生涯にわたる健康づくりと安全・安心で豊かな暮らしに向けた支援
III	個人・家庭生活を基盤に性別にとらわれず個性と能力を発揮できる環境の整備	(5) ワーク・ライフ・バランス実現の推進 (6) 職場における女性活躍の推進
IV	すべての人が意思決定過程に参画できる地域社会づくり	(7) 政策・方針決定過程への女性の参画拡大 (8) 地域における男女共同参画の推進

※ワーク・ライフ・バランス

仕事と生活の調和がとれた状態のこと。仕事と生活の調和憲章では「仕事と生活の調和が実現した社会」とは「国民一人ひとりがやりがいや充実感を感じながら働き、仕事上の責任を果たすとともに、家庭や地域生活においても、子育て期、中高年期といった人生の各段階に応じて多様な生き方が選択・実現できる社会」とされています。

4 重点取組

本計画では、条例前文で示す「家庭」・「職場」・「教育」・「地域」の4つを男女共同参画の取り組みの主要領域とし、①家庭・職場・学校・地域を挙げた総がかりでの男女共同参画推進と相互の取組効果の波及、②性別による固定的な役割分担を反映した慣行・既存組織のあり方の不断の見直し、③効果的な目標指標の設定と結果検証の徹底、④ジェンダー平等の視点による、男性の意識・働き方・暮らしの見直しを横断的視点としながら、以下の3つを重点とする取り組みとして、誰一人取り残さないよう、性別に縛られず、一人ひとりの個性と能力が発揮でき、「自分らしく」心豊かに生活できる「男女共同参画社会」の実現に向けた取組を推進します。

(1) 困難な問題を抱える女性への支援の徹底

困難な問題を抱える女性に対しては、複合化した生活課題の解決につながる支援が重要なため、児童福祉、母子福祉、生活困窮者支援、生活保護などを所管する課などが連携し重層的な支援体制の構築を図るとともに、女性相談支援員の専門性の向上を図るなど、女性が安心して、かつ、自立して暮らせる社会の実現に向けた取組を進めます。

指標

項目	前回値 (令和3年度)	現在値 (令和6年度)	目標値 (令和12年度)
相談窓口の認知度	35.7%	29.8% (R7)	60%
配偶者や交際相手等 からの暴力・ 暴言件数	-	141件	モニタリング指標
学校や職場での ハラスメント 被害件数	-	225件	モニタリング指標
経済的困窮件数	-	157件	モニタリング指標

※モニタリング指標…数値の推移を監視・観察し状況確認する。

(2) 性別に関わらず全ての人にとって働きやすく働きがいある環境づくりの一層の推進

女性も男性も全ての人が、仕事と子育て・介護・社会活動等を含む生活との両立のしづらさを感じることなく働き続け、キャリア形成やリスクリングの機会を得ながらその能力を十分に発揮することができる環境を整備することが重要です。職場におけるジェンダー・ギャップ解消を推進し、女性の暮らしやすさを向上するなど、すべての人が働きやすく働きがいある職場環境づくりの取組推進や家庭における男性参画の促進、女性の能力発揮のための支援や管理職への積極的登用の推進など、誰もが働きやすい環境づくりに取り組みます。

指標

項目	算出方法	前回値 (令和3年度)	現在値 (令和6年度)	目標値 (令和12年度)
固定的性別役割分 担意識に反対する 市民の割合	市民アンケート 調査	68.7% (令和元年度)	76.1%	80%以上
男性の1日当たり の家事関連時間	市民アンケート 調査	1時間6分 (令和元年度)	1時間36分	2時間30分
放課後児童クラ ブ・保育所等 待機児童数	待機放課後児童 クラブ	0人	12人	0人
	保育所等	0人	0人	0人
女性の起業件数	女性の創業者/ 総創業者数	34.7%	38.8%	50%
男女共同参画推進 事業所認定数	推進事業所 認定数	97	111	134

(3) 意思決定過程への女性の参画の一層の加速

男女間の実質的な機会の平等を担保する観点から意思決定過程への女性の参画を一層加速していく必要があります。

政策・方針決定過程への女性の参画拡大や地域における男女共同参画、職場における女性活躍を推進し、すべての人が意思決定過程に参画できる地域社会づくりにより、誰もが性別を意識することなく活躍でき、指導的地位にある人々の性別に偏りがないような社会を築きます。

指標

項目	算出方法	前回値 (令和3年度)	現在値 (令和6年度)	目標値 (令和12年度)
市審議会等への 女性登用率	女性委員/ 総委員数	30.5%	29.9% (R7)	35%
市女性職員の管 理職登用率	女性管理職者数/ 管理職者数 (※教育職、消防 職等を除く)	20.4%	15.2% (R7)	20%
男女共同参画推 進事業所 女性管理職 登用率	推進事業所の 女性管理職登用率 (課長級以上)	-	20.6% (R7)	25%
女性自治会長 登用率	女性の自治会長数/ 自治会長数	4.1%	3.5%	4.8%

※沼津市長が任命権者であるもの

※市審議会等への女性登用率、市女性職員の管理職登用率は(R7.4 現在値)

5 計画期間

令和8年度(2026年度)から令和12年度(2030年度)までの5年間とします。ただし、社会情勢の変化や事業の進行に応じて、必要な見直しを行います。

6 計画の位置づけ

- 男女共同参画社会基本法第14条第3項に基づく計画であり、本市の男女共同参画施策を総合的かつ計画的に推進するための基本的な計画です。
- 第5次沼津市総合計画を上位計画とし、他の関連計画との整合を図っています。
- 国の「第6次男女共同参画基本計画」及び県の「第4次静岡県男女共同参画基本計画」を勘案し策定しています。
- 本計画は、女性活躍推進法第6条第2項に規定される市町村推進計画として位置づけています。
- 本計画は、DV防止法第2条の3第3項に規定されている市町村基本計画として位置づけています。
- 本計画は、困難女性支援法第8条第3項に規定されている市町村基本計画として位置づけています。

